

キャリア形成促進助成金の改正概要(新旧対照表)

平成20年度

平成21年度(予定)

| キャリア形成促進助成金 | キャリア形成促進助成金 |
|---|--|
| <p>訓練等支援給付金(自発的職業能力開発支援分)</p> <p>(事業概要) 事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の申し出により、①職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費を負担する又は②休暇(以下「職業能力開発休暇」という。)を与える場合における要した費用等の一部の助成。</p> <p>① 労働者の自発的な職業訓練等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が要した経費の一部を助成 [中小企業 1/3、大企業 1/4] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入: 15万円、制度利用1人当たり: 5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり: 2万円(人数上限あり)] <p>② 労働者の職業訓練等のための休暇を付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の一部を助成 [中小企業 1/3、大企業 1/4] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入: 15万円、制度利用1人当たり: 5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり: 2万円(人数上限あり)] | <p>訓練等支援給付金(自発的職業能力開発支援分)</p> <p>(見直し概要) 助成率を引き上げるとともに、長期の職業能力開発休暇制度の導入や始業及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限といった労働者の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を新設。</p> <p>① 労働者の自発的な職業訓練等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が要した経費の一部を助成【拡充】 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [同左] 制度導入後3年を経過した場合 [同左] <p>② 労働者の職業訓練等のための休暇を付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の一部を助成【拡充】 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [同左] 制度導入後3年を経過した場合 [同左] <p>③ 労働者の職業訓練等のための時間的配慮【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自発的職業能力開発時間確保措置(※)を実施した場合に、要した経費及び支払った賃金の一部を助成 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入: 30万円、制度利用1人当たり: 5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり: 2万円(人数上限あり)] <p>※ 労働者の申し出により、職業訓練等、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受ける時間を確保するために必要な措置(始業及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期職業能力開発休暇制度期間中に支払った賃金及び要した費用の一部を助成 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 長期職業能力開発休暇制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入: 30万円(代替要員の確保に係る措置がある場合は60万円)、 制度利用1人当たり: 10万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり: 4万円(人数上限あり)] |

キャリア形成促進助成金

※現時点版

1 概要

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を実施した場合に支給する助成金。(支給機関:独立行政法人雇用・能力開発機構)

2 助成金の種類

① 訓練等支援給付金 (別添参照)

② 職業能力評価推進給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる場合の助成

→ 受検に要した経費及び受検期間中に支払った賃金の3/4

③ 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、職業訓練を受けさせる場合の助成

→ 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/2 (中小企業2/3)

職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (中小企業2/3)

④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成

→ 職業訓練(OJTについては外部講師の謝金に限る。)に要した経費の1/2 (小規模事業主2/3)

労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2

職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (小規模事業主2/3)

労働者の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2

※ 小規模事業主: 常時雇用する労働者の数が20人を超えない中小企業者

訓練等支援給付金の概要

次の①又は②のいずれかに該当する場合に助成。

① 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

〔受給できる額〕 ※ 訓練経費及び賃金に係るものに限る。

- i その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる中小企業事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/2
- ii その雇用する非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/3 (中小企業1/2)
- iii 新たに雇い入れた労働者等にジョブ・カード制度に係る訓練を受けさせる事業主
→ OFF-JTの経費・賃金の2/3 (中小企業3/4)
OJTの経費につき、600円/時間 OJTの賃金の2/3 (中小企業3/4)

② 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、職業訓練等を受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合

〔受給できる額〕

- i 自発的職業能力開発経費の1/4 (中小企業1/3)
また、中小企業に限り、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- ii 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/4 (中小企業1/3)
また、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。